

横浜市内の指定障害児通所支援事業所
指定障害児相談支援事業所
管理者 様

横浜市こども青少年局障害児福祉保健課長

**児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業所等
給付費算定に係る体制等に関する届出書の提出方法について（通知）**

日頃から本市の障害児福祉行政の推進に格段の御協力を賜り、深く感謝申し上げます。
児童福祉法における給付費の算定にあたっては、「平成 24 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 122 号」の規定に基づき、加算の算定の区分や、算定するサービス費等を決定することになってい
ます。
この度、給付費算定に係る体制等に関する届出書の提出方法について変更しますので、以下の通
りお知らせします。

1 体制届・変更届の提出方法について

**令和 6 年 4 月 1 日以降、提出方法は障害福祉サービス処遇改善加算等申請システムのみとしま
す。郵送、持参による提出は廃止しますので、ご承知おきください。**

2 対象事業所

- (1) 児童発達支援事業所
- (2) 放課後等デイサービス事業所
- (3) 保育所等訪問支援事業所
- (4) 居宅訪問型児童発達支援事業所
- (5) 障害児相談支援事業所

※児童発達支援センターは除く

※指定更新、新規指定、廃止、休止、再開の提出方法については従来通り

3 体制届、変更届、処遇改善加算等届出関係書類の提出先（令和 6 年 4 月上旬～）

公益社団法人かながわ福祉サービス振興会

（障害福祉サービス処遇改善加算等申請システムから申請提出。令和 6 年 4 月上旬に運用
を開始します。運用を開始した際には別途ご案内しますのでお待ちください。）

・上記システムでは、令和 5 年度福祉・介護職員処遇改善計画書申請システムで使用したアカウ
ントでログインできます。

・令和 6 年 4 月 1 日時点での体制については例年通り変更の有無に関わらず児童発達支援事業所
や放課後等デイサービス事業所であれば全事業所に届出をしていただきます。様式等含め 4 月入
ってから別途ご案内しますのでお待ち下さい。

※現様式で提出いただいても再提出をお願いすることになりますので、令和 6 年 4 月 1 日以降の
変更は案内が出てから対応して下さい。

横浜市こども青少年局障害児福祉保健課
TEL：045-671-4274
FAX：045-663-2304